

第121回定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

埼玉県羽生市東五丁目4番71号
曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
カンファレンスホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件



「新型コロナウイルス感染防止への対応について」を6ページに記載しております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。

曙ブレーキ工業株式会社
(証券コード 7238)

曙の理念

私達は、
「摩擦と振動、その制御と解析」により、
ひとつひとつのいのちを
守り、育み、支え続けて行きます。

1999年制定

CONTENTS

株主の皆様へ……………	2	連結株主資本等変動計算書……………	33
トピックス……………	3	貸借対照表……………	35
第121回定時株主総会招集ご通知……………	5	損益計算書……………	36
議決権行使のお願い……………	7	株主資本等変動計算書……………	37
株主総会参考書類……………	9	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告……………	38
事業報告……………	14	計算書類に係る会計監査人の監査報告……………	41
連結貸借対照表……………	31	監査等委員会の監査報告……………	44
連結損益計算書……………	32	株式事務のご案内……………	46

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループを取り巻く事業環境は、世界的なコロナ禍の影響や半導体をはじめとした部品不足による完成車メーカーの減産、原材料価格の高騰、ウクライナ情勢による世界経済への影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、事業再生計画に沿った事業構造改革の各施策の実行を着実に進めております。国内工場につきましては、昨年から引き続き工場の生産最適化に向けた改善活動を継続しており、特に国内工場間の生産移管では、計画を一部前倒しして進行しております。

当期においては、当社グループの売上高は1,355.0億円（前期比1.1%増）、営業利益は42.4億円（前期は営業損失6.0億円）、経常利益は60.7億円（前期は経常損失18.1億円）、親会社株主に帰属する当期純利益は41.5億円（前期は119.1億円の損失）となりました。営業利益については、北米や欧州における受注減少による利益の減少はありましたが、日本やアジアにおけるコロナ禍の影響による受注減少からの回復、事業構造改革の一部の施策の効果、固定費の削減、特に日本や北米における人員適正化の効果が大きく寄与しています。

一部製品の定期検査報告における不適切行為再発防止策の進捗につきましては、「全社風土改革委員会」を設置し、同委員会の下、再発防止策の具体的な活動を推進しており、今後も継続して施策を実行してまいります。株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

また、誠に遺憾ではございますが、当期の配当につきましては、事業再生計画の途上であり、財務体質の健全化を目指す中、無配とさせていただきますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

今後も厳しい事業環境が予想されますが、事業再生計画の達成とその先の成長に向けて、当社グループ一丸となって、不退転の覚悟で取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2022年6月

代表取締役社長 CEO

高田 康弘

トピックス

中国自動車メーカーに当社製品採用



中国の自動車メーカー「ジーリー（Geely：吉利）」が展開する高性能ブランド「リンク・アンド・コー（Lynk&Co）」のスポーツユーティリティカー「05+（ゼロファイブ・プラス）」に当社の高性能ディスクブレーキキャリパーと銅フリーブレーキパッドが初めて採用されました。これらの製品は当社の中国の生産拠点で生産されており、Lynk&Coからの納期短縮の要請に対し、コンピューターシミュレーション評価技術を活用し、開発期間を従来に比べ大幅に短縮して対応しました。このことが高く評価されLynk&Coから「2021年最優秀パートナー賞」を受賞しました。

トヨタ自動車の「ル・マン24時間レース」4連覇に貢献



2021年8月に行われた世界耐久選手権（WEC）の第4戦である「ル・マン24時間レース」でTOYOTA GAZOO Racingの車両「GR010 HYBRID」が優勝し、チーム4連覇を達成しました。当社は2013年よりトヨタ自動車にWEC用ブレーキキャリパーを供給し、4度のシリーズチャンピオン獲得や今回の4連覇に貢献しました。この製品は、自動車レース最高峰のF1へのブレーキ供給で培った最先端技術を活用しています。このようなモータースポーツ活動で得た技術開発ノウハウを今後も高性能市販車向けに応用し、電動車を含めた受注拡大を図っていきます。

当社米国子会社製ブレーキパッドがAAPEX「最優秀製品賞」受賞



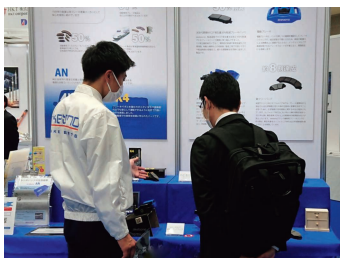
2021年9月、当社米国子会社であるAkebono Brake Corporation製の「EURO® Ultra-Premium セラミックディスクブレーキパッド」が、ネバダ州ラスベガスで開催された「AAPEX（自動車アフターマーケット製品博）」で、「輸入車に関わる問題を解決する最優秀製品賞」を受賞。幅広い温度範囲で優れた制動性能を発揮し、ブレーキダストやノイズをほとんど出すことがなく、かつブレーキローターやブレーキパッドの寿命を延ばすことが評価されました。今後も継続して製品ラインアップを拡大していき、さらなる拡販を目指していきます。

NHKニュース「おはよう日本」で当社の次世代摩擦材を紹介



2022年2月2日のNHK朝のニュース番組「おはよう日本」の経済関係コーナー「おはBiz」で、当社の次世代摩擦材（ブレーキパッド）が「脱炭素、車部品メーカーで加速」と題して紹介されました。この次世代摩擦材は製造過程でのCO₂発生量を従来比で50%削減した製品で、原材料の一部の変更などにより、熱を利用する加工工程の内、特に高温となる工程を省くことなどの方法で実現しています。現在、基礎開発は完了しており、今後の販売に向けてパイロットラインを設置し、量産の検証を行うなど、さらなる取り組みを進めています。

「国際オートアフターマーケットEXPO 2022」に出展



2022年3月、東京ビッグサイトで自動車アフターマーケットビジネスの活性化を目的とした「第19回 国際オートアフターマーケットEXPO 2022」が開催され、当社は「品揃え」と「サステナビリティ」をコンセプトにブースを出展しました。特に軽自動車向けプレミアムブレーキパッド「K4」をPRするとともに、次世代摩擦材、電動パーキングブレーキなどの環境負荷低減に向けた製品を紹介。来場者は自動車メーカーや整備関係の方々など多岐にわたり、当社製品を扱っていただいている販売店からは「製品の付加価値を再認識できたのでいままで以上に販売に力を注ぎたい」などの反響がありました。

「健康経営優良法人」5年連続の認定



2022年3月、当社と国内全てのグループ会社が5年連続、5回目となる「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」の認定を受けました。この制度は地域の健康課題に即した取り組みや「日本健康会議」が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。当社では社員とその家族の健康を維持・推進することを経営課題のひとつと位置づけ、2017年4月に制定した「健康経営宣言」のもと、卒煙サポートや運動促進プログラムなどのさまざまな施策を積極的に進めています。

株主各位

証券コード 7238
2022年6月7日

東京都中央区日本橋小網町19番5号

曙ブレーキ工業株式会社

代表取締役社長 CEO 宮地康弘

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、7ページの「議決権行使のお願い」に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	埼玉県羽生市東五丁目4番71号 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール
3 目的事項	報告事項 1. 第126期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第126期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、【事業報告】の「主要な事業拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「【連結計算書類】の「連結注記表」、「【計算書類】の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。なお、当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社代表電話048-560-1500宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方につきましては、ご来場について、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権の行使は、郵送又はインターネットによる事前行使の方法もございますので、是非そちらのご利用をご検討ください。詳細につきましては、次ページをご参照ください。

【ご来場される株主様へ】

- ・ご来場の方には、マスクの着用や手指のアルコール消毒等、感染防止にご協力をお願い申し上げます。
- ・当社関係者も、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場にて受付をされる前に、非接触型の体温計による検温をさせていただき、発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・上記の対応により、ご入場いただくまでにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・開会后、体調不良と見受けられる方につきましては、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合がございます。
- ・会場内の座席は、前後・左右の間隔を空けて設置する予定です。このため、ご用意できる座席数（80席程度を予定）に限りがあることから、入場制限等を行う場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定でございます。
- ・ウォーターサーバーの設置は控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を大きく変更する場合や、会場や開始時刻の変更等株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>)にてお知らせいたします。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない株主様

当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネットにより議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2022年6月23日(木)
午後5時40分
到着分まで



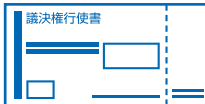
インターネットによる議決権の行使 詳細は8ページ▶

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木)
午後5時40分
まで受付

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

・紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月24日(金)
午前10時

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書用紙又は本人確認が可能な書面（印鑑証明書、運転免許証等のコピー）のご提出が必要となりますのでご了承願います。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

- 検索サイトで検索
- 下記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使 みずほ 検索

または

● 議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



議決権行使ウェブサイト

● 画面右下の「議決権行使」ボタンをクリックしてください。
● 画面右下の「議決権行使」ボタンをクリックしてください。

クリック → 議決権行使

STEP 2 ログイン

ログイン

1 議決権行使コード入力

● 議決権行使コードを入力し、入力されたコードが有効であることを確認してください。
● 議決権行使コードは議決権行使専用紙に記載されています。
● 電子入力により正確に入力できない場合は、当該電子入力機能から入力してください。

議決権行使コード:

2 クリック → 次へ

STEP 3 パスワードの変更

パスワード変更

1 初期パスワード入力

● 初期パスワードを入力し、入力されたパスワードが有効であることを確認してください。
● 議決権行使専用紙に記載されたパスワードを入力してください。
● パスワードが一定回数以上間違えるとロックされる場合があります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使専用紙に記載されたパスワード:

2 実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

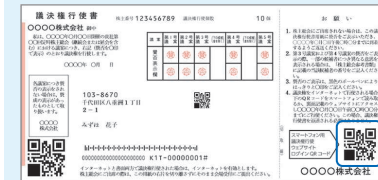
3 クリック → 登録

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

● 議決権行使書



スマートフォン専用サイトのご案内



スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。詳細は上の図をご参照ください。

※ユーザーの利用しているQRコード[®]読取りアプリによっては操作が必要な場合もあります。QRコード[®]読取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。

議決権行使における注意事項

- (1) 行使期限は2022年6月23日(木曜日)午後5時40分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード(株主様が変更されたものを含みます)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- (6) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- (7) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524** (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)
- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 **0120-288-324** (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

【ご参考】機関投資家の皆様につきましては、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類は9ページ以降をご覧ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>第15条（電子提供措置等）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）宮地康弘及び栗波孝昌の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

みやじ やすひろ
宮地 康弘

(1957年5月17日生)

再任



■所有する当社の
株式数
普通株式 42,149株

略歴及び当社における地位

1981年4月	自動車機器株式会社（現ボッシュ株式会社）入社	2009年1月	ボッシュ株式会社 執行役員
2000年10月	ボッシュ ブレーキ システム株式会社（現ボッシュ株式会社）営業本部営業企画部長	2010年11月	同社 常務執行役員、顧客営業担当
2002年4月	同社 シャシーシステム事業部営業本部副本部長	2016年4月	同社 専務執行役員、顧客営業担当
2005年8月	TMDフリクシオンジャパン株式会社 代表取締役社長	2017年7月	日本電産株式会社 常務執行役員、車載事業本部副本部長
		2019年9月	当社入社 代表取締役（現職）
		2019年10月	当社 執行役員社長、CEO（現職）

当社における担当 CEO

取締役候補者とした理由

宮地康弘氏は、2019年に当社代表取締役社長に就任して以降、日本、北米、欧州における工場再編を実行し、事業再生計画の達成と将来成長に向け、リーダーシップを発揮しております。

当社入社以前は、TMDフリクシオンジャパン株式会社の代表取締役、ボッシュ株式会社の専務執行役員、日本電産株式会社の常務執行役員を歴任しました。ボッシュ株式会社及びTMDフリクシオンジャパン株式会社ではブレーキ事業に従事し、当社の主力事業に対する深い見識を有しております。また、両社において、日系完成車メーカーとのビジネスの拡大及び新規顧客獲得に取り組み、強いリレーションを築いております。

当社の事業再生及び将来成長には、お客様をはじめとするステークホルダーの信頼回復が不可欠であり、グループ全体の競争力を強化し、ビジネス拡大を主導していくことが求められます。宮地氏はその職責を果たすのに最適な知見・経験・能力を有する人物であることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、当社のA種種類株式を保有していません。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

(ご参考)

スキル・マトリックス

当社は、最優先課題である事業再生計画の達成及び中長期的な企業価値向上に資する知識・経験・能力等をバランスよく備えた取締役会の構成が必要と考えています。この基本的な考えに基づき、現時点で取締役会が全体として備えるべき知識・経験・能力等を、「事業再生」、「企業経営」、「業界知見」、「研究開発」、「モノづくり(生産・品質)」、「営業調達」、「財務会計」、「法務/ガバナンス/コンプライアンス」、「グローバル経験」と定め、業界知見に精通した社内取締役と、各分野での高い専門性及び事業再生の経験を有する社外取締役を選任しています。各取締役が有する知識・経験・能力等は、以下のとおりです。

氏名	役位		事業再生	企業経営	業界知見	研究開発	モノづくり (生産・品質)	営業調達	財務会計	法務/ ガバナンス/ コンプライアンス	グローバル 経験
宮地 康弘	代表取締役社長			●	●	●	●	●			●
丹治 宏彰	社外取締役 監査等委員	独立	●	●	●	●	●		●		●
廣本 裕一	社外取締役 監査等委員		●	●	●				●		●
三代 洋右	社外取締役 監査等委員	独立	●	●	●	●	●			●	●
河本 茂行	社外取締役 監査等委員	独立/ 弁護士	●	●	●					●	

※上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第3号議案

会計監査人選任の件

会計監査人 有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、新たな視点で監査ができることに加え、当社の会計監査人の選定基準に従って、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、グローバルネットワーク体制、及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階 その他の事務所 大阪事務所 他7事務所	
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し、太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併	
概 要	資本金 527百万円 (2022年3月31日現在) 人員 1,136名 (2022年3月31日現在) (内訳) 代表社員・社員 88名 特定社員 4名 公認会計士 304名 公認会計士試験合格者等 246名 その他専門職 181名 事務職員・契約職員 313名 金融商品取引法・会社法監査関与会社数299社 (2022年3月31日現在)	

以 上

(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

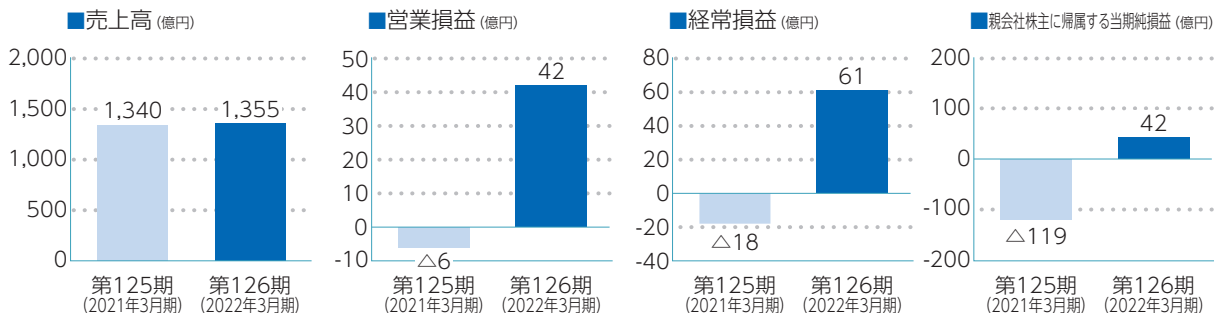
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(注)における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスの世界的な感染再拡大により経済活動の制限や緩和が繰り返され収束が見通せない状況に加えて、半導体不足による完成車メーカーの減産や原材料価格上昇などもあり、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当事業年度における当社グループの業績は、北米では半導体不足による影響と米系の完成車メーカーのモデルチェンジによってOEM(新車組付け)用製品がほぼ生産終了となり、欧州においても半導体不足や新型コロナウイルスの感染再拡大に起因するサプライチェーン問題による完成車メーカーの減産影響により受注が減少しました。一方、日本・タイ・インドネシアでは、前期における新型コロナウイルス感染症の影響による完成車メーカーの工場稼働停止や事業活動の制限などからの反動増により受注が大きく回復し、売上高は1,355.0億円と対前期比15.0億円(+1.1%)の増収となりました。利益面では、北米や欧州における受注減少による利益の減少はありましたが、日本やアジアにおける新型コロナウイルス感染症の影響による受注減少からの回復、事業構造改革の一部の施策の効果、固定費の削減、特に日本や北米における人員適正化の効果が大きく寄与し、営業利益は42.4億円(前期は営業損失6.0億円)となり、経常利益は、為替相場の変動により当社及び連結子会社が保有する外貨建ての資産・負債に対し発生した為替差益などで60.7億円の利益(前期は経常損失18.1億円)となりました。

特別損益については、米国のケンタッキー州エリザベスタウン工場で鑑定評価に基づき4.8億円の減損損失を計上いたしました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は41.5億円の利益(前期は119.1億円の損失)となりました。



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 日本

半導体不足による完成車メーカーの減産の影響が継続しているものの、前期の新型コロナウイルス感染症の影響による受注減少からの回復や小型トラックの需要拡大により、売上高は650.5億円と対前期比42.2億円(+6.9%)の増収となりました。利益面では、市況高騰や前期にあった休業補償の補填がなくなった影響はあったものの、売上高増加による利益の増加に加えて、前期に実施した国内生産拠点の早期退職措置による労務費の適正化、生産性向上、材料スクラップ率改善といった生産合理化やこれまでに取り組んできた費用抑制の効果が持続していることなどにより、営業利益は43.1億円と対前期比15.3億円(+54.9%)の増益となりました。

② 北米

主要な顧客であった米系完成車メーカーのモデルチェンジによってOEM用製品がほぼ生産終了となったことに加え、半導体不足による完成車メーカーの減産影響の継続もあり、売上高は327.3億円と対前期比76.3億円(△18.9%)と大幅な減収となりました。利益面では、売上高減少による影響に加え、原材料価格上昇の影響などがありましたが、大幅な受注減少に対応するため前期に生産2拠点を閉鎖して、生産人員の適正化や生産性改善、工場間の生産移管による生産効率化などに取り組んできた効果により、営業損失は26.3億円(前期は営業損失52.0億円)に留まりました。

③ 欧州

半導体不足や新型コロナウイルス感染再拡大に起因するサプライチェーン問題による完成車メーカーの減産影響、日系完成車メーカー向けグローバルプラットフォーム(全世界での車台共通化)車用製品の生産終了などにより、売上高は128.1億円と対前期比19.1億円(△13.0%)の減収となりました。利益面では、スロバキア工場においては、不良品の低減、経費削減、生産性向上などのコスト削減効果はあったものの、売上高の減少、原材料価格の上昇、エネルギーコストの高騰などによる影響があり、加えてフランス工場においても、原材料価格上昇の影響や閉鎖に向けた費用が高んだことなどから、営業損失は2.6億円(前期は営業利益1.1億円)となりました。

④ 中国

米系完成車メーカーのモデルチェンジによるOEM用製品の生産終了により受注は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復及び円安の影響により売上高は121.3億円と対前期比1.0百万円(+0.0%)の増収となりました。利益面では、受注減少による利益の減少に加え、前期にあった政府による社会保険料の減免措置がなくなり、人員の適正化や合理化改善に努めたものの、営業利益は3.9億円と対前期比2.1億円(△34.4%)の減益となりました。

⑤ タイ

一部の欧米系完成車メーカーのOEM用製品の生産終了があったものの、前期の新型コロナウイルス感染症の影響による受注減少からの反動により受注が回復し、また、市場回復による主要な日系完成車メーカー向けの補修用製品の受注の増加や輸出版売の好調により、売上高は61.8億円と対前期比7.8億円(+14.5%)の増収となりました。利益面では、売上高増加による利益の増加が大きく寄与したことに加え、基幹部品である鋳物の外部購入から当社の鋳物工場での内製への切り替えが進み付加価値が高まったことにより、営業利益は5.8億円と対前期比4.2億円(+248.0%)の増益となりました。

⑥ インドネシア

欧州向けグローバルプラットフォーム車用品の生産終了はあったものの、政府による新車購入時の奢侈税免除・減税が実施されたことに加え、前期の新型コロナウイルス感染症の影響による受注減少からの反動増や、小型乗用車用品の新規立ち上げが好調なこともあり、売上高は175.2億円と対前期比54.2億円（+44.8%）と大幅な増収となりました。利益面では、インドネシア工場で発生した火災によるエクストラ費用の発生やサプライチェーン問題による輸送費の増加はあったものの、下期からの売上高増加による利益の増加が大きく寄与したことに加えて、生産性改善や購入部品の内製化、現地調達への切り替えなどの合理化効果もあり、営業利益は16.2億円と対前期比9.6億円（+144.8%）の増益となりました。

（注）当事業年度とは

（1）北米・中国・タイ・インドネシア：2021年1月～2021年12月

（2）日本・欧州：2021年4月～2022年3月 となります。

<セグメント別（地域別）業績>

（単位：億円）

	売上高				営業利益			
	前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	608	650	42	6.9%	28	43	15	54.9%
北米	404	327	△76	△18.9%	△52	△26	26	－%
欧州	147	128	△19	△13.0%	1	△3	△4	－%
中国	121	121	0	0.0%	6	4	△2	△34.4%
タイ	54	62	8	14.5%	2	6	4	248.0%
インドネシア	121	175	54	44.8%	7	16	10	144.8%
連結消去	△115	△109	6	－%	3	2	△1	△24.1%
連結	1,340	1,355	15	1.1%	△6	42	48	－%

(2) 対処すべき課題

① 一部製品の定期検査報告における不適切行為再発防止策の進捗について

当社は、2021年2月16日付「当社国内生産子会社が製造する一部製品の定期検査報告における不適切な行為について」にて、不適切行為の事実の全容及び具体的な再発防止策を公表いたしました。再発防止策につきましては代表取締役を委員長とする「全社風土改革委員会」を同年3月1日付で設置し、同委員会の下、5つの分科会を設置し、再発防止策の具体的な活動を推進しております。これまでに同委員会を5回開催し、再発防止策の進捗確認等を行っております。各分科会の施策と進捗は以下のとおりです。

1. 組織体制の見直し・監査機能の強化

3線ディフェンス機能強化、品質保証組織及び内部監査室の人的強化、社外取締役（監査等委員）との連携強化及び内部通報制度の実効性向上の各施策は既に完了しており、実効性を高めるための改善を図りながら、継続して実施しております。

2. 人の手が介在できないIT検査システムの導入

ITを活用し検査データを自動的にデータベースへ集積、データベースからの自動出力による定期検査報告作成、データのトレーサビリティ確保の各施策はシステム構築を完了し運用を開始しており、実効性を高めるための改善を図りながら、継続して実施しております。

3. 検査内容・検査項目の見直し

検査内容及び検査項目の見直しにつきましては、2020年10月よりお客様（完成車メーカー）と協議を開始しておりますが、継続して協議を進めております。

4. 品質教育・コンプライアンス教育の強化

製造品質教育の強化、品質社内資格制度の再構築、品質専門家の育成、コンプライアンス研修は既に完了しており、実効性を高めるための改善を図りながら、継続して実施しております。

5. 風土改革・意識改革

経営トップがリーダーシップを取り、社内報、全社員向けビデオメッセージ、生産現場視察等により、品質、コンプライアンス等に関するメッセージを継続して発信しております。また、社員意識調査等による定期的モニタリングで施策効果を測っております。

なお、本件に関し、2021年4月9日に認証機関からISO 9001認証及びIATF 16949認証の取消し通知を受領しておりましたが、両認証とも同年10月13日までに再取得を完了いたしました。

株主の皆様をはじめとした関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

② 事業再生計画の進捗状況と今後の取り組み

当社は、2019年9月18日付『事業再生計画』の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせにて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、引き続き事業再構築のための各施策に取り組んでおり、全ての拠点・事業部門において、できる限り早期の赤字脱却を実現すべく、聖域なき構造改革を実行し、事業再生計画の達成を目指しております。各地域での構造改革の進捗状況は以下のとおりです。

（日本）

国内4工場の縮小については、昨年から引き続き工場の生産最適化に向けた改善活動を継続しており、特に国内工場間の生産移管では、計画を一部前倒しにて進行しております。

2021年に実施した国内生産再編に伴う人員適正化の実行、各施策を着実に実行することで固定費削減を進め、計画達成を目指します。

（北米）

前期に閉鎖したテネシー州の工場とサウスカロライナ州の工場の土地・建物等の売却処理が完了しました。今後は引き続き、1工場体制へのシフトの検討も含め、生産性を高めるとともに、売上規模減少に応じた米国本社間接人員の削減により販管費を圧縮し、適正サイズのオペレーションによる収益確保を目指します。

（欧州）

欧州では、Akebono Europe S.A.S.（フランス）を、既存製品の生産移管等が完了した後、閉鎖の上、解散することといたしました。すでに2021年3月末にフランスのゴネスにある研究開発拠点を閉鎖し、土地・建物等の売却を進めております。フランスのアラス工場につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により既存製品の生産移管に遅れが生じたため閉鎖予定時期を、2022年3月から同年6月へ変更しております。

営業利益の黒字化が実現されたこと及び将来の新規受注の可能性が高いことを理由に存続を決定したスロバキア工場及びそれを支援するドイツ拠点につきましては、新規のお客様も含む複数のお客様から引き合いをいただいております。新規受注活動を鋭意展開中です。

③ 当社業績に影響を与えうる外部リスクについて

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症等に起因した部品供給不足によるお客様（完成車メーカー）の減産、原材料価格やエネルギー価格の高騰、物流の混乱、さらには地政学的リスクの増大による世界経済への影響等により先行き不透明な状況が続くことが想定されます。

このような状況下ではありますが、当社グループは、新規ビジネスの獲得、生産最適化、車両の電動化や地球環境問題に対応した新製品開発などにより、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当社グループの中長期的な企業価値の向上と将来の持続的成長を目指してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で50.2億円となりました。その内訳は、日本15.2億円・北米22.1億円・欧州0.2億円・中国8.7億円・インドネシア3.4億円・タイ0.6億円であります。主な投資内容は、日本では増産対応投資・品質改善や生産最適化に向けた投資、北米では新規立上げ投資・生産拠点再編に伴う投資、中国では現地資本の会社向け等の新規立上げ投資・環境対応投資、インドネシアでは工場火災復旧投資であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

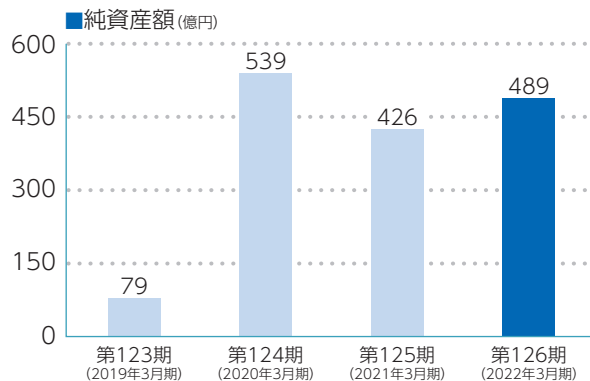
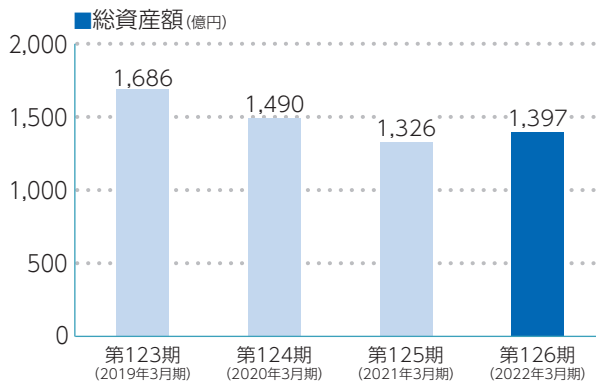
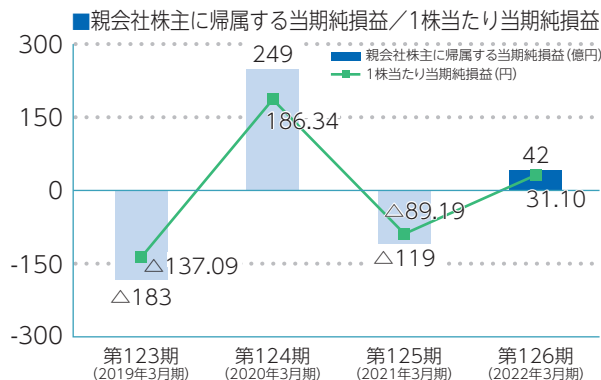
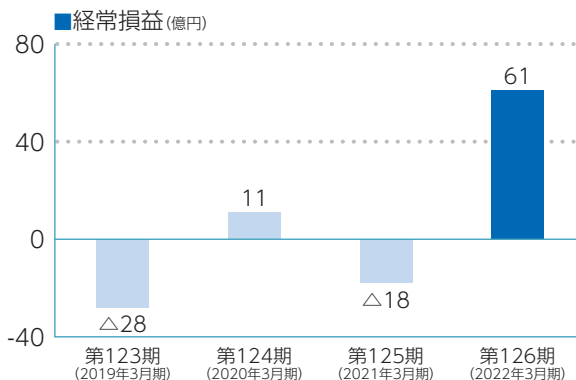
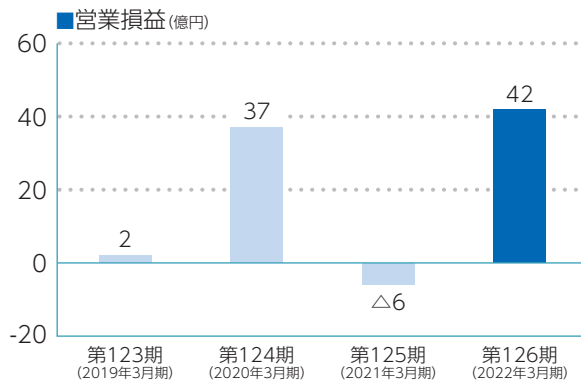
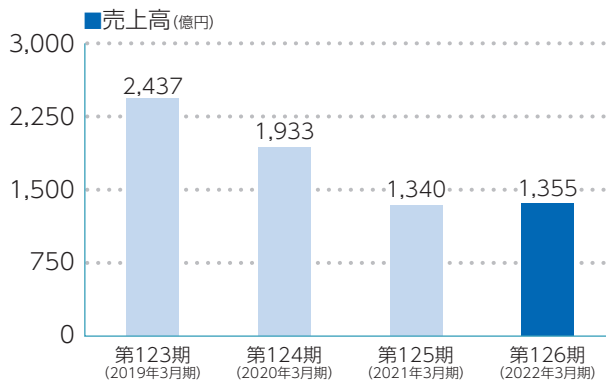
区 分	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	第125期 (2021年3月期)	第126期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	243,668	193,317	134,003	135,498
営業損益 (百万円)	215	3,707	△595	4,240
経常損益 (百万円)	△2,808	1,121	△1,808	6,072
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	△18,264	24,855	△11,913	4,154
1株当たり当期純損益 (円)	△137.09	186.34	△89.19	31.10
総資産額 (百万円)	168,583	148,959	132,627	139,674
純資産額 (百万円)	7,880	53,874	42,642	48,901

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	第125期 (2021年3月期)	第126期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	76,639	71,613	60,303	64,463
営業損益 (百万円)	△1,298	2,079	2,108	3,527
経常損益 (百万円)	△366	2,633	3,145	6,346
当期純損益 (百万円)	△25,769	10,606	△3,649	824
1株当たり当期純損益 (円)	△193.38	79.50	△27.32	6.17
総資産額 (百万円)	104,798	91,611	87,063	88,863
純資産額 (百万円)	△4,201	26,892	23,653	25,952

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

連結業績の推移



(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100百万円	100.0%	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20百万円	100.0%	ドラムブレーキライニング、ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20百万円	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94百万円	100.0%	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
株式会社アロックス	35百万円	100.0%	運送、梱包業務
あけぼの1 2 3 株式会社	13百万円	100.0%	清掃関連業務、梱包業務等
株式会社アケボノキッズケア	10百万円	100.0%	保育所の経営・管理
Akebono Brake Corporation	128百万米ドル	100.0%	ブレーキ部品の開発、製造及び販売
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	999百万メキシコペソ	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
Akebono Europe S.A.S.	24百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
Akebono Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	ブレーキ部品の販売、マーケティング及び研究開発
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	52百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキの製造及び販売
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	400億インドネシアルピア	50.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、ディスクブレーキパッド、ドラムブレーキライニング、マスターシリンダー等の製造及び販売
Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.	1,988億ベトナムドン	50.0%	二輪車用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造及び販売
広州曙光制動器有限公司	62百万元	70.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
曙光制動器(蘇州)有限公司	74百万元	70.0%	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	610百万タイバツ	100.0%	ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッド等の製造及び販売
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	607百万タイバツ	74.9%	ブレーキ用鋳鉄部品の製造及び販売
Akebono Cooperation (Thailand) Co.,Ltd.	10百万タイバツ	100.0%	ブレーキ部品の販売、管理・販売促進等の支援サービス及び研究開発

(注) 1. 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。

2. 2020年12月17日開催の取締役会において、Akebono Europe S.A.S.について、既存製品の生産移管等が完了した後、閉鎖の上、解散することを決議しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

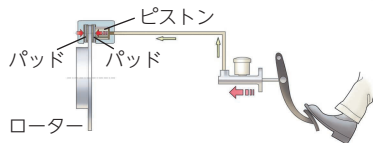
当社グループは、各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

自動車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・ディスクローター
- ・ドラムブレーキ
- ・ドラムブレーキシュー
- ・ドラムブレーキライニング



■ ディスクブレーキ

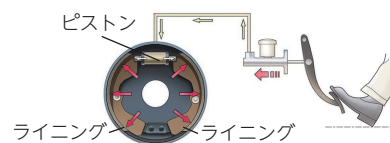


車輪とともに回転するローターにピストンの力でパッドを押しつけ、その摩擦力を熱に換えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

■ ディスクブレーキパッド



■ ドラムブレーキ



車輪とともに回転するドラムにピストンの力でライニングを押しつけ、その摩擦力を熱に換えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

■ ドラムブレーキライニング



自動二輪車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・マスターシリンダー

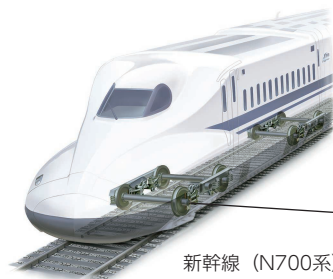
■ ディスクブレーキ



■ マスターシリンダー



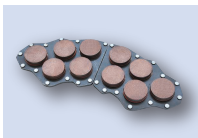
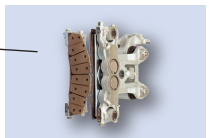
鉄道車両用製品



新幹線 (N700系)

- ・新幹線用ディスクブレーキ
- ・新幹線用ディスクブレーキライニング
- ・鉄道車両用制輪子
- ・地下鉄用ディスクブレーキライニング

- 新幹線用ディスクブレーキ
- 新幹線用等面圧ディスクブレーキライニング
- 鉄道車両用制輪子
- 地下鉄用ディスクブレーキライニング



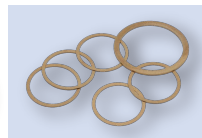
産業機械用製品



フォークリフト

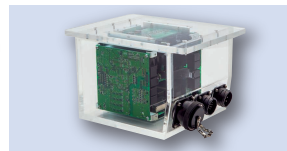
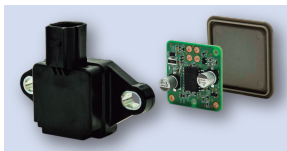
- ・フォークリフト用ドラムブレーキ
- ・ラフテレンクレーン用ディスクブレーキ
- ・エレベーター用ブレーキシュー
- ・カーエアコン用クラッチフェーシング

- フォークリフト用ドラムブレーキ
- ラフテレンクレーン用ディスクブレーキ
- エレベーター用ブレーキシュー
- カーエアコン用クラッチフェーシング



センサー製品

- センサークラスター (加速度センサー+角速度センサー)
- ジューテnderⅡ (コンクリート充填・締固め振動検知システム)
- 車両挙動監視装置 (鉄道用)
- 脱線検知装置 (鉄道用)



2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数
- ア. 発行可能株式総数 543,000,000株
- イ. 発行可能種類株式総数 普通株式 543,000,000株
A種種類株式 20,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 135,992,343株
(自己株式数2,413,809株を含む。)
A種種類株式 20,000株
- ③ 株主数 普通株式 21,985名
A種種類株式 1名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 (普通株式)	持 株 比 率
トヨタ自動車株式会社	15,495千株	11.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,889	9.6
いすゞ自動車株式会社	12,111	9.0
株式会社アイシン	3,133	2.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,606	1.9
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	2,543	1.9
林 勇 一 郎	2,300	1.7
セコム株式会社	2,000	1.4
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000	1.4
スズキ株式会社	1,751	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,413千株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 上記の大株主は、A種種類株式を保有しておりません。
4. A種種類株式は優先株式であり、議決権はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	宮 地 康 弘	CEO
取締役副社長 執行役員副社長	栗 波 孝 昌	COO コーポレート機能管掌 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman
取締役等委員 監査等委員	丹 治 宏 彰	
取締役等委員 監査等委員	廣 本 裕 一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長
取締役等委員 監査等委員	三 代 洋 右	
取締役等委員 監査等委員	河 本 茂 行	烏丸法律事務所 パートナー弁護士 Unipos株式会社 社外監査役 株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、2021年6月24日開催の第120回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、篠田達也、池上洋、高橋均及び板垣雄士の4氏は監査役を退任、丹治宏彰、廣本裕一及び三代洋右の3氏は取締役を退任し同日付で取締役 (監査等委員) に選任され、それぞれ就任いたしました。また同総会において、河本茂行氏が新たに取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 (監査等委員) 丹治宏彰、廣本裕一、三代洋右及び河本茂行の4氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 廣本裕一氏が兼職しているジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合における無限責任組合員であり、同組合は当社との間でA種種類株式の発行に関して出資契約を締結しております。
4. 取締役 (監査等委員) 河本茂行氏が兼職している烏丸法律事務所、Unipos株式会社及び株式会社たけびしと当社の間には特別な利害関係はありません。
5. 当社は、監査等委員会設置会社移行に伴い、内部統制委員会を設置し内部統制システムの整備及び運用の見直しを進めており、監査等委員会が内部統制システムを活用した組織的な監査を実行する体制が整ったことにより、必ずしも常勤者の選定を必要とされていないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 取締役 (監査等委員) 丹治宏彰氏は、2012年から2013年に旭テック株式会社の最高財務責任者を務めた経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また取締役 (監査等委員) 廣本裕一氏は、1980年に三菱商事株式会社入社後、およそ8年間に渡り経理業務に従事した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 (監査等委員) 河本茂行氏は、2022年4月1日付で烏丸法律事務所から独立し、河本総合法律事務所の代表弁護士として就任しております。
8. 当社は、社外取締役である丹治宏彰、三代洋右及び河本茂行の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

② 役員等賠償責任保険契約に関する事項

i. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び管理職従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員

ii. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則もしくは取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

i. 基本方針

当社は取締役報酬の決定の基本方針を以下のように定めております。

- 1) 優秀人材の確保と啓発
- 2) 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機付け
- 3) 公正かつ合理性の高い水準

ii. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、取締役会の諮問機関である役員報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会で決議しております。その内容は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（固定枠）と業績連動報酬で構成します。ただし、社外取締役については、基本報酬のみで構成することとしております。

基本報酬は役位、職責に応じた月例の固定報酬とし、具体的な額については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を総合的に勘案し、取締役会が決定します。

業績連動報酬は、その最高額を基本報酬の100%とし、その内訳を、短期業績連動報酬40%（金銭）、中期業績連動報酬20%（新株予約権）、長期業績連動報酬40%（新株予約権）としております。

短期業績連動報酬（金銭）については、12分割した額を一年間にわたり毎月支給するものとします。業績連動報酬のうち、非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針については、中期業績連動報酬及び長期業績連動報酬として、行使することができる期間の異なる新株予約権を付与するものとし、詳細は取締役会で決定します。

業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績により決定します。会社業績については、連結純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）、連結営業利益の目標達成度及びEVAにより評価するものとします。なお、当該事業年度に係る業績連動報酬については、前年度の会社業績を鑑み、支給しないことを取締役会において決定いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定については、代表取締役と社外取締役により構成される役員報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を得て取締役会で決定することとしています。

なお当社は、2021年10月14日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、業績連動報酬の算定の基礎となる業績指標について新たに決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ役員報酬諮問委員会へ諮問し、答申を得ています。変更点は以下のとおりです。

業績連動報酬は、前年度の会社業績により決定することとします。会社業績を評価する業績指標の設定に当たっては（1）当社の企業業績と企業価値の持続的な向上の動機付けとなり、役員が果たすべき業績責任を測る上で適切かつ外部からも分かりやすい指標であること、（2）確実に事業再生を果たし、持続的成長に結び付けていくために適切な指標であること、（3）役員の具体的な活動に落とし込むことができること、という基本的な考え方を踏まえて検討し、新たな業績指標は、連結営業利益、フリー・キャッシュ・フロー、ROAと決定しました。詳細は下表のとおりです。

業績指標	評価割合	当該指標を選定した理由
連結営業利益	40%	本業の稼ぐ力を測定する指標として選定。
フリー・キャッシュ・フロー	40%	事業活動から得られるキャッシュ創出力を測定する指標として選定。「EBITDA-CAPEX+Changes in Working Capital」により算定する。
ROA	20%	収益性と投資効率を測定する指標として選定。「非支配株主に帰属する当期純利益控除前の当期純利益/当期末の総資産」により算定する。

(ロ) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由は、以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役員報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を得て取締役会での決定を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(ハ) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会における各委員の職責等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されます。

iii. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第120回定時株主総会において「年額2億円以内と定めた固定枠（うち、社外取締役は年額3千万円以内）と、会社業績及び個人業績に連動した短期業績連動報酬として年額8千万円以内との合計額」と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。

また、当該決議とは別枠で、2021年6月24日開催の第120回定時株主総会において、取締役（監査等委員及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権の額を、中期新株予約権の上限額を年額4千万円以内、長期新株予約権の上限額は年額8千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。）の員数は2名です。

なお、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第120回定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

iv. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				支給人員 (名)
		固定報酬 (金銭)	業績連動報酬			
			短期 (金銭)	中期 (新株予約権)	長期 (新株予約権)	
取締役 (監査等委員を除く)	96	96	—	—	—	5
取締役 (監査等委員)	30	30	—	—	—	4
監査役	11	11	—	—	—	4
合計 (うち社外役員)	138 (39)	138 (39)	— (—)	— (—)	— (—)	13 (9)

(注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役4名を含んでおります。なお、当社は同総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 上記の支給人員の合計は延べ人数であり、取締役であった3名は監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役（監査等委員）に就任したため、実際の支給人員の合計は10名であります。当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）2名及び取締役（監査等委員）4名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	地位	主な活動状況
丹治宏彰	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から当社の再生及び成長に向けた必要な発言を行っております。当社の役員人事及び役員報酬を審議する役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会の委員長を務めており、独立した客観的立場から会社の業績等の内容を評価等に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献いたしました。
廣本裕一	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、金融や企業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、グローバルで多様な視点をはじめ、経営全般に関し当社の再生及び成長に向けた必要な発言を行っており、社外取締役として果たすことが期待される役割を務めております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献いたしました。
三代洋右	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から当社の再生及び成長に向けた必要な発言を行っており、社外取締役として果たすことが期待される役割を務めております。また、監査等委員会の委員長を務め、その委員長として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献いたしました。
河本茂行	社外取締役 (監査等委員)	2021年6月24日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、また監査等委員会10回の全てに出席し、事業経営及び企業再建に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から当社の再生及び成長に向けた必要な発言を行っており、社外取締役として果たすことが期待される役割を務めております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献いたしました。

- (注) 1. 重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、26ページ「(2) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、当社定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は、各社外取締役との間に、当社に対し損害賠償を負うべき場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	当 期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2021年3月31日現在)	科 目	当 期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2021年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
流動資産	74,856	69,974	流動負債	31,752	31,311
現金及び預金	30,303	29,592	支払手形及び買掛金	17,623	17,185
受取手形及び売掛金	25,024	25,968	一年内返済長期借入金	600	300
商品及び製品	5,171	3,862	リース債務	403	673
仕掛品	1,918	1,415	未払法人税等	493	299
原材料及び貯蔵品	9,582	6,885	未払費用	6,732	8,084
未収入金	2,162	1,656	賞与引当金	1,233	1,172
その他	796	732	設備関係支払手形	1,108	163
貸倒引当金	△98	△136	その他	3,560	3,436
固定資産	64,818	62,653	固定負債	59,022	58,674
有形固定資産	46,607	46,820	社債	-	2,000
建物及び構築物	9,926	11,220	長期借入金	47,790	45,193
機械装置及び運搬具	19,172	16,807	リース債務	366	763
土地	13,315	13,551	長期未払金	3,400	3,600
建設仮勘定	2,430	3,698	役員退職慰労引当金	3	2
その他	1,763	1,544	退職給付に係る負債	2,506	2,435
無形固定資産	2,430	2,301	繰延税金負債	3,289	2,538
投資その他の資産	15,782	13,532	再評価に係る繰延税金負債	1,617	1,668
投資有価証券	7,729	5,752	その他	51	475
退職給付に係る資産	6,214	5,810	負債合計	90,773	89,985
繰延税金資産	672	512	■純資産の部		
その他	1,167	1,458	株主資本	34,116	29,753
資産合計	139,674	132,627	資本金	19,939	19,939
			資本剰余金	2,366	2,366
			利益剰余金	13,423	9,060
			自己株式	△1,612	△1,612
			その他の包括利益累計額	8,466	7,504
			その他有価証券評価差額金	4,082	2,696
			土地再評価差額金	3,790	3,911
			為替換算調整勘定	△777	△683
			退職給付に係る調整累計額	1,371	1,581
			新株予約権	3	3
			非支配株主持分	6,316	5,382
			純資産合計	48,901	42,642
			負債及び純資産合計	139,674	132,627

(注) 前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

連結損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当期	(ご参考) 前期
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	135,498	134,003
売上原価	118,162	121,330
売上総利益	17,335	12,673
販売費及び一般管理費	13,095	13,269
営業利益又は営業損失 (△)	4,240	△595
営業外収益	3,298	1,672
受取利息	85	66
受取配当金	180	158
為替差益	2,464	543
雇用調整助成金	—	598
その他	568	307
営業外費用	1,466	2,884
支払利息	877	1,033
製品補償費	107	99
休業手当	—	500
その他	482	1,252
経常利益又は経常損失 (△)	6,072	△1,808
特別利益	746	508
固定資産売却益	622	480
投資有価証券売却益	0	—
受取保険金	124	—
補助金収入	—	26
新株予約権戻入益	—	1
特別損失	1,169	9,364
固定資産除売却損	276	82
減損損失	479	4,052
投資有価証券売却損	0	—
事業構造改善費用	228	5,230
災害による損失	185	—
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)	5,649	△10,664
法人税、住民税及び事業税	781	836
法人税等調整額	54	81
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,814	△11,582
非支配株主に帰属する当期純利益	661	331
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	4,154	△11,913

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,939	2,366	9,060	△1,612	29,753
会計方針の変更による 累積的影響額			88		88
会計方針の変更を反映し た当期首残高	19,939	2,366	9,148	△1,612	29,841
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,154		4,154
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			121		121
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	△0	4,275	△0	4,275
当期末残高	19,939	2,366	13,423	△1,612	34,116

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,696	3,911	△683	1,581	7,504	3	5,382	42,642
会計方針の変更による 累積的影響額								88
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,696	3,911	△683	1,581	7,504	3	5,382	42,730
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,154
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								121
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,386	△121	△94	△209	962	－	934	1,896
当期変動額合計	1,386	△121	△94	△209	962	－	934	6,171
当期末残高	4,082	3,790	△777	1,371	8,466	3	6,316	48,901

(ご参考：監査対象外)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当期		前期	
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		5,649		△10,664
又は税金等調整前当期純損失 (△)				
減価償却費		5,647		6,069
減損損失		479		4,052
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△43		△31
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△668		85
受取利息及び受取配当金		△265		△224
支払利息		877		1,033
固定資産除売却損益 (△は益)		△345		△398
投資有価証券売却損益 (△は益)		△0		－
売上債権の増減額 (△は増加)		2,245		4,484
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△3,524		1,590
仕入債務の増減額 (△は減少)		△349		△2,740
その他		△1,157		6,214
小計		8,544		9,469
利息及び配当金の受取額		265		224
利息の支払額		△874		△1,032
法人税等の支払額		△782		△1,027
法人税等の還付額		27		26
保険金の受取額		124		－
事業再編による支出		△1,630		△2,758
事業再編による収入		－		885
その他		△200		△200
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,474		5,587
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形及び無形固定資産の取得による支出		△5,016		△3,571
有形及び無形固定資産の売却による収入		2,764		776
投資有価証券の取得による支出		△0		△0
投資有価証券の売却による収入		1		－
その他		14		53
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,237		△2,742
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (△は減少)		－		△292
長期借入金の返済による支出		△301		△672
配当金の支払額		－		△402
非支配株主への配当金の支払額		△165		△373
ファイナンス・リース債務の返済による支出		△682		△3,241
自己株式の増減額 (△は増加)		△0		△0
その他		－		△1
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,148		△4,982
現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,379		△958
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		710		△3,095
現金及び現金同等物の期首残高		29,592		32,687
現金及び現金同等物の期末残高		30,303		29,592

計算書類 (単体)

貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)
■資産の部		
流動資産	47,418	48,746
現金及び預金	17,963	19,641
受取手形	81	85
電子記録債権	5,403	5,304
売掛金	9,127	9,791
商品及び製品	1,088	945
仕掛品	88	50
原材料及び貯蔵品	349	232
前払費用	378	373
関係会社短期貸付金	26,693	21,498
未収入金	10,022	9,477
その他	7	8
貸倒引当金	△23,780	△18,657
固定資産	41,445	38,316
有形固定資産	19,402	18,834
建物	3,110	3,150
構築物	423	539
機械装置	3,530	3,164
車両運搬具	4	4
工具器具備品	626	513
土地	10,850	11,033
リース資産	109	138
建設仮勘定	750	294
無形固定資産	240	139
ソフトウェア	177	102
ソフトウェア仮勘定	52	20
その他	10	17
投資その他の資産	21,803	19,343
投資有価証券	7,716	5,738
関係会社株式	6,935	7,151
関係会社出資金	2,850	2,850
長期前払費用	40	68
前払年金費用	3,407	2,779
その他	854	757
資産合計	88,863	87,063

科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)
■負債の部		
流動負債	21,389	21,708
支払手形	97	133
電子記録債務	6,687	6,372
買掛金	8,149	9,036
一年内返済長期借入金	600	300
リース債務	100	97
未払金	433	471
未払費用	1,599	2,565
未払法人税等	159	26
未払消費税等	—	46
預り金	1,509	1,604
賞与引当金	579	527
設備関係電子記録債務	834	77
その他	642	453
固定負債	41,522	41,701
社債	—	2,000
長期借入金	33,482	32,008
リース債務	255	355
繰延税金負債	2,740	2,040
長期未払金	3,400	3,600
再評価に係る繰延税金負債	1,617	1,668
その他	28	29
負債合計	62,911	63,409
■純資産の部		
株主資本	18,077	17,044
資本金	19,939	19,939
資本剰余金	2,366	2,366
資本準備金	40	40
その他資本剰余金	2,325	2,325
利益剰余金	△2,616	△3,649
その他利益剰余金	△2,616	△3,649
繰越利益剰余金	△2,616	△3,649
自己株式	△1,612	△1,612
評価・換算差額等	7,873	6,607
その他有価証券評価差額金	4,083	2,696
土地再評価差額金	3,790	3,911
新株予約権	3	3
純資産合計	25,952	23,653
負債及び純資産合計	88,863	87,063

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当期	(ご参考) 前期
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	64,463	60,303
売上原価	57,048	53,328
売上総利益	7,414	6,975
販売費及び一般管理費	3,887	4,867
営業利益	3,527	2,108
営業外収益	4,406	3,200
受取利息	297	296
受取配当金	180	158
為替差益	2,236	792
関係会社受取配当金	505	483
関係会社受取地家賃	161	178
関係会社賃貸収入	763	787
雇用調整助成金	—	267
その他	264	239
営業外費用	1,587	2,163
支払利息	299	296
社債利息	2	9
貸与資産減価償却費	746	770
製品補償費	75	48
休業手当	—	271
その他	465	770
経常利益	6,346	3,145
特別利益	777	1,130
固定資産売却益	174	452
新株予約権戻入益	—	1
貸倒引当金戻入額	594	677
抱合せ株式消滅差益	9	—
特別損失	6,028	7,718
固定資産除売却損	11	20
関係会社株式評価損	72	1,491
貸倒引当金繰入額	5,717	5,115
事業構造改善費用	228	1,092
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)	1,094	△3,443
法人税、住民税及び事業税	212	275
法人税等調整額	59	△69
当期純利益又は当期純損失 (△)	824	△3,649

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	19,939	40	2,325	2,366	△3,649	△3,649	△1,612	17,044
会計方針の変更による累積的影響額					88	88		88
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,939	40	2,325	2,366	△3,561	△3,561	△1,612	17,132
当期変動額								
当期純利益					824	824		824
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△0	△0			0	0
土地再評価差額金の取崩					121	121		121
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	△0	△0	945	945	△0	945
当期末残高	19,939	40	2,325	2,366	△2,616	△2,616	△1,612	18,077

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,696	3,911	6,607	3	23,653
会計方針の変更による累積的影響額					88
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,696	3,911	6,607	3	23,742
当期変動額					
当期純利益					824
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					121
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,387	△121	1,266	-	1,266
当期変動額合計	1,387	△121	1,266	-	2,210
当期末残高	4,083	3,790	7,873	3	25,952

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 地 肖 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 原 一 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 地 肖 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 原 一 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、2021年2月に公表いたしました、当社グループにおいての品質に関する不適切行為につきましても、グループ全体での信頼回復に向けて再発防止の諸施策を継続的に実行しております。監査等委員会としましても、当社グループを挙げて再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続き、再発防止策が着実に実行されるように注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

曙ブレーキ工業株式会社	監査等委員会	
監査等委員	三代 洋右	㊟
監査等委員	丹治 宏彰	㊟
監査等委員	廣本 裕一	㊟
監査等委員	河本 茂行	㊟

(注) 監査等委員 三代洋右、監査等委員 丹治宏彰、監査等委員 廣本裕一及び監査等委員 河本茂行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式事務のご案内

事業年度：4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主
確定日：3月31日

中間配当金受領株主
確定日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社
特別口座 口座管理機関

同 連 絡 先：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
Tel. 0120-288-324 (通話料無料)

上場証券取引所：東京証券取引所

単 元 株 式 数：普通株式 100株/A種種類株式 1株

証 券 コ ー ド：7238

公 告 の 方 法：電子公告により行う
公告掲載URL <https://www.akebono-brake.com/>
(但し、事故その他のやむを得ない理由によ
って電子公告をすることができない場合は、
日本経済新聞に公告いたします。)

【お知らせ】

- (1) 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（みずほ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、みずほ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関（みずほ信託銀行）にお問合せください。なお、みずほ信託銀行本店にてもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店でお支払いいたします。

【株式に関するマイナンバーのお届出について】

お住まいの市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主様から、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

【株式に関するお手続きについて】

○ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先（郵送先）	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	特 別 口 座 口 座 管 理 機 関	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-288-324 (通話料無料)
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 		株 主 名 簿 管 理 人

(*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式は選ばずいただけます。

○ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先（郵送先）	
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株 主 名 簿 管 理 人	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-288-324 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会等		口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

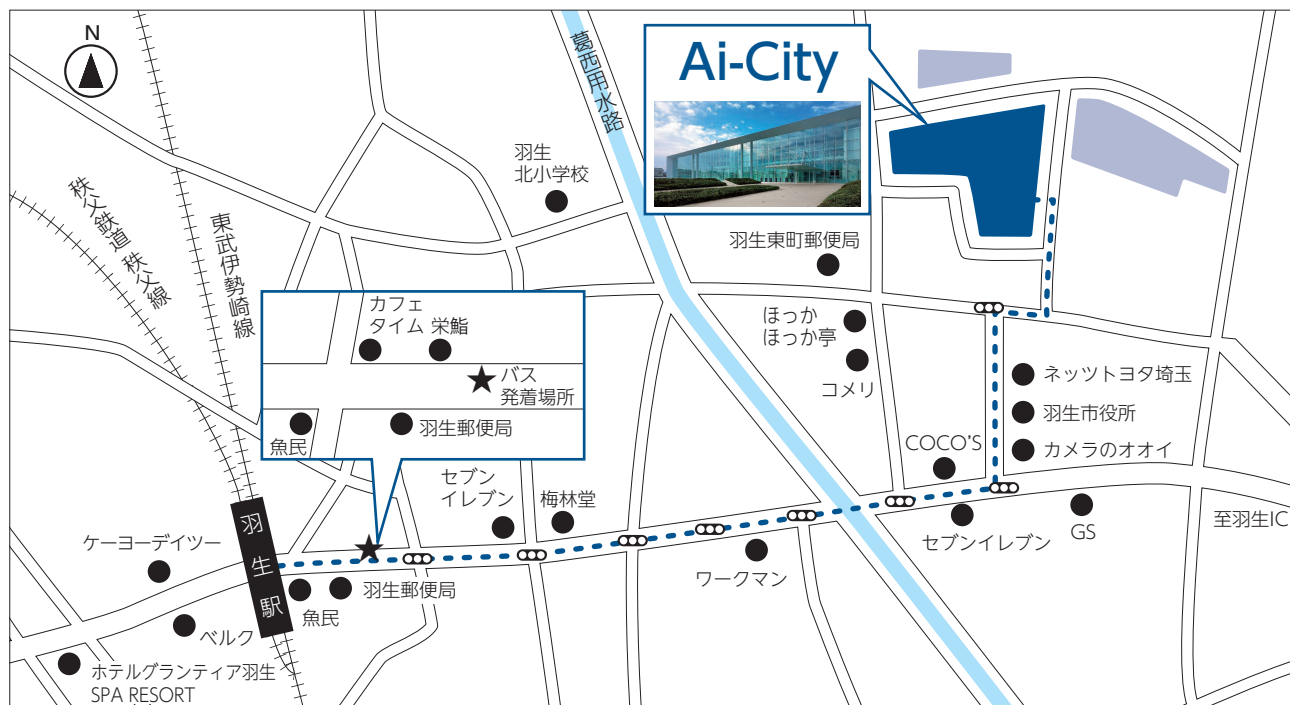
第121回 定時株主総会 会場ご案内図



場所

埼玉県羽生市東五丁目4番71号

曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール



電車でお越しの場合：東武伊勢崎線・秩父鉄道秩父線 羽生駅(東口)より徒歩で約20分/タクシーで約5分

羽生駅(東口) から、総会会場まで送迎バスを運行いたします。詳細は付近の当社案内係へお問い合わせください。

運行時間帯 9:00 ~ 9:50 (約15分間隔で運行) ※総会終了後も羽生駅までの送迎バスをご利用いただけます。

(お願い) 駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

曙ブレーキ工業株式会社

<https://www.akebono-brake.com/>



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第121回 定時株主総会 インターネット開示情報

- 主要な事業拠点
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制
の運用状況の概要
- 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結注記表
- 個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

上記の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであり、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

(1) 主要な事業拠点 (2022年3月31日現在)

① 国内

当社本店・本社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号)
	Ai-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
当 社 工 場	館林鋳造所 (群馬県)
当 社 営 業 所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
子 会 社	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

② 海外

北 米	本社：Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州) 工場：Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
欧 州	Akebono Europe S.A.S. (フランス) Akebono Europe GmbH (ドイツ) Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
ア ジ ア	PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア) Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム) 広州曙光制動器有限公司 (中国) 曙光制動器 (蘇州) 有限公司 (中国) Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ) A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ) Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

(注) 欧州のAkebono Europe S.A.S. (フランス) は、2020年12月17日開催の取締役会において、既存製品の生産移管等が完了した後、閉鎖の上、解散することを決議しております。

(2) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	2,263名	274名 (減)
海 外	3,563名	199名 (減)
合 計	5,826名	473名 (減)

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,294名は含まれておりません。
2. 従業員数が前期末に比べ473名減少しておりますが、主に日本において国内生産拠点の社員を対象とした早期退職措置を実施したことや、北米において生産人員の適正化を実施したことなどによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
861名	14名 (減)	43.4才	19.3年

- (注) 従業員数には、出向者508名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数116名は含まれておりません。

(3) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借入残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,282
三井住友信託銀行株式会社	7,669
ド イ ツ 銀 行 東 京 支 店	10,447

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	93百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	145百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
なお、当事業年度の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬5百万円が含まれております。
2. 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額等が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。
 3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。
 4. 当社は会計監査人に対して、非監査業務として、主に情報セキュリティに係る認証取得支援業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員全員の同意による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査等委員会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
 - ii. 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役に報告する。
 - iii. 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を守り、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
 - iv. 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
 - v. 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。
 - vi. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。
 - ii. リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にはリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
 - iii. 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - ii. 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
 - iii. 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査等委員会及び内部監査担当部署もこれを定期的に監査する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
 - ii. 当社の監査等委員会及び内部監査担当部署は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
 - iii. 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (イ) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを要する場合、専任のスタッフ（以下「監査等委員会スタッフ」という。）を配置する。
 - (ロ) 監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際して監査等委員会との協議を要するものとする。
 - (ハ) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会を補助する業務に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。
 - ii. 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - iii. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - iv. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 当社は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会が内部監査担当部署及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。
 - (ロ) 当社経営陣は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催する。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備の上、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス活動（年間計画の策定と実施、その効果測定（アンケート））を行っております。また、社員のコンプライアンス意識の向上のため、インサイダー取引防止・ハラスメント防止等の各種研修を実施しております。

内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、社外相談窓口への相談内容は取締役会に展開し、相談窓口への相談内容及び対応状況については、定期的に取り締役会に報告しております。

② リスク管理に関する取り組みの状況

当社は、リスク管理規定を整備の上、リスク低減や被害を最小限とするため、リスク管理委員会を中心としたリスク管理活動を行っております。

事業環境の変化に対応して、当社に関連する様々なリスクを洗い出し、影響度や発生頻度に応じてマッピングを行い、定期的に点検しております。

事業継続マネジメントやサプライチェーンマネジメントなど、当社全体の重点リスクについて対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取り締役会に報告しております。また、サイバーセキュリティなどの情報セキュリティリスクについては、情報セキュリティ委員会を中心としてPDCAを回して対処しております。

③ 職務の執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しております。また、業務執行取締役と執行役員で経営課題を討議する執行役員会を始めとした会議体が設定されており、経営会議の審議をもって取締役会への議案の付議がなされております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施する等、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備し責任と権限の範囲を明確化する等、職務執行の効率性を確保するための体制整備に取り組んでおります。

④ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

i. 監査等委員会は、内部監査担当部署及び会計監査人と適宜連携して監査が実効的に行われるようにしております。内部監査担当部署からは、当社及び当社グループの監査計画及び監査結果の報告を受け、監査等委員会から助言を行っております。また、会計監査人からは、監査計画並びに四半期毎及び期末の監査結果の報告を受けるとともに、情報・意見交換を行っております。

監査等委員会は、取締役会を始めとした重要会議体へ出席（監査等委員会スタッフの代理出席含む）をしてその議論や決議の状況について監視しております。

代表取締役及び業務執行取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題、会社の取り巻くリスク等を確認するとともに監査環境の整備の向上に努めております。

ii. 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示系統から独立しております。監査等委員会室には2名の専任のスタッフを配置し、監査等委員会が定める監査基準及び年度ごとの監査計画に従い、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を実施しております。当社は、監査等委員会スタッフの任命、異動、評価についても、監査等委員会と協議して実施しております。

iii. 監査等委員会は、主要な部門の責任者への定期的なヒアリングや意見交換を実施しており、また、内部統制担当部署からも定期的に報告され、意見交換を行っております。

当社は、コンプライアンス上の懸念を報告することを役員及び従業員に求めており、当該報告者へ不利益な行為を禁止しております。監査等委員会は、重要会議体で報告されるコンプライアンスの運用状況について不利な取り扱いの有無を含めて確認しております。

iv. 監査等委員会の職務執行のためのすべての費用は適切に処理されております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。業績及び配当性向、持続的な成長のための投資資金としての内部留保などを総合的に考慮しながら、長期的に安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、当社は現在事業再生計画の途上であり、また財務体質の健全化のために内部留保を充実させる必要があることを踏まえ、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)、Akebono Brake Corporationであります。

なお、当連結会計年度において、(株)曙ブレーキ中央技術研究所、(株)曙アドバンスドエンジニアリング及び(株)ネオストリートは当社と合併したため、また、Akebono Advanced Engineering (UK) Ltd.は清算したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トワ金属(株)ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社8社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

当社及び国内連結子会社……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社……………主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車用ブレーキ及び産業機械・鉄道車両用ブレーキの製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売促進費等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

- ③ 百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、販売代金（対価）の回収期間にわたり収益認識しておりました製品販売の一部（金型取引）について、当該製品の支配が顧客に移転した一時点で収益を認識する方法に変更しております。また、顧客に支払われる対価である販売促進費については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は54百万円減少し、販売費及び一般管理費は100百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ46百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は88百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表において、投資有価証券が624百万円、繰延税金負債が187百万円、その他有価証券評価差額金が438百万円それぞれ増加しております。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
有形固定資産合計	46,607
減損損失	479

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産の減損損失の認識・測定にあたっては、事業再生計画に基づいた将来キャッシュ・フローを基礎として見積っており、事業再生計画の進捗状況（生産拠点の閉鎖・再編による生産性改善・合理化、固定費の削減、不採算取引の改善及び新規受注の見込等）が計画通りに進まない場合には、翌連結会計年度に減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額並びに流動負債のその他のうち契約負債の金額については、(収益認識関係に関する注記) 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等に記載しております。

2. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	2,399百万円
土地	5,589百万円
投資有価証券	7,619百万円
計	15,607百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権、根質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 180,020百万円

4. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 1,402百万円

5. 保証債務残高 15百万円

(債務保証 15百万円)

なお、債務保証15百万円は、債務保証する借入金残高に対する当社グループ連帯保証額であります。

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

446百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識関係に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

2. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、主に米国事業の売上高が、今後、中長期的に減少する見込みであることから、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
アメリカ ケンタッキー州	事業用資産(注)	機械装置など	479

(注) 回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、鑑定評価額で評価しております。

3. 事業構造改善費用

事業構造改善費用の主な内訳は、日本の生産拠点再編に伴う設備移管費用等228百万円であります。

4. 災害による損失

インドネシアの連結子会社であるPT. Akebono Brake Astra Indonesiaにおいて、2021年7月21日に発生した火災にかかる損失であり、その内訳は固定資産の滅失123百万円、棚卸資産の滅失62百万円であります。なお、当社グループではかかる損害に備えた火災保険を付保しておりその一部を受領しておりますが、保険金の受取総額は現時点では確定しておりません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	—	—	135,992
A種種類株式	20	—	—	20
合計	136,012	—	—	136,012
自己株式				
普通株式(注) 1, 2	2,413	0	0	2,413
合計	2,413	0	0	2,413

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 当連結会計年度末日における新株予約権(行使期間未到来のものを除く)に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 6千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	585百万円
賞与引当金	395百万円
繰越欠損金	21,578百万円
固定資産減損損失	3,874百万円
未払事業税	44百万円
未払費用	1,781百万円
その他	1,155百万円
繰延税金資産小計	29,413百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,578百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,545百万円
評価性引当額小計	△28,123百万円
繰延税金資産合計	1,290百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	900百万円
退職給付に係る資産	1,751百万円
在外子会社の固定資産	67百万円
固定資産評価差額	1,124百万円
その他	66百万円
繰延税金負債合計	3,907百万円
差引：繰延税金負債の純額	△2,617百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションを定期的にモニタリングすることで、為替変動リスクを管理しております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションを定期的にモニタリングすることで、為替変動リスクを管理しております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	7,641	7,641	—
資産計	7,641	7,641	—
(2) 長期借入金 (1年内含む)	48,390	48,509	119
(3) リース債務 (1年内含む)	769	718	△51
負債計	49,159	49,227	68

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	88

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	7,641	—	—	7,641
資産計	7,641	—	—	7,641

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内含む)	—	48,509	—	48,509
リース債務 (1年以内含む)	—	718	—	718
負債計	—	49,227	—	49,227

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア	
自動車・自動二輪車向け	46,627	31,359	12,353	11,677	5,657	16,556	124,230
産業機械・鉄道車両向け	10,264	—	—	—	—	—	10,264
その他	960	—	44	—	0	—	1,004
顧客との契約から生じる収益	57,850	31,359	12,398	11,677	5,657	16,556	135,498
外部顧客への売上高	57,850	31,359	12,398	11,677	5,657	16,556	135,498

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金であります。

契約負債は、主に金型や開発契約に基づく顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上は「その他の流動負債」に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (期首) (2021年4月1日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	25,968	25,024
契約負債	771	1,117

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	1,117
1年超	—
合計	1,117

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	154円60銭
2. 1株当たり当期純利益	31円10銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額

項目	当連結会計年度末 2022年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	48,901
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	28,250
(うち種類株式の払込金額 (百万円))	(20,000)
(うち優先配当額 (百万円))	(1,931)
(うち新株予約権 (百万円))	(3)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(6,316)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	20,651
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	133,578

2. 1株当たり当期純利益

項目	当連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,154
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
(うち優先配当額 (百万円))	(—)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,154
普通株式の期中平均株式数 (千株)	133,578

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年間) に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9～15年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車用ブレーキ及び産業機械・鉄道車両用ブレーキの製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売促進費等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、販売代金（対価）の回収期間にわたり収益認識しておりました製品販売の一部（金型取引）について、当該製品の支配が顧客に移転した一時点で収益を認識する方法に変更しております。また、顧客に支払われる対価である販売促進費については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は54百万円減少し、販売費及び一般管理費は100百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ46百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は88百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の貸借対照表において、投資有価証券が624百万円、繰延税金負債が187百万円、その他有価証券評価差額金が438百万円それぞれ増加しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
関係会社短期貸付金	26,693
貸倒引当金	△23,780
関係会社株式	6,935
関係会社出資金	2,850
貸借対照表計上額	12,698
関係会社株式評価損	72
貸倒引当金繰入額	5,717
損益計算書計上額	5,789

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断並びに関係会社短期貸付金の回収不能見込額の評価にあたっては、事業再生計画を基礎として見積っており、事業再生計画の進捗状況(生産拠点の縮小・生産最適化による生産性改善・合理化、固定費の削減、不採算取引の改善及び新規受注の見込等)が計画通りに進まない場合には、翌事業年度に関係会社株式評価損・貸倒引当金繰入額を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	2,399百万円
土地	5,589百万円
投資有価証券	7,619百万円
計	15,607百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権、根質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	75,054百万円
3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額	778百万円
4. 保証債務残高	13,491百万円
(債務保証)	13,407百万円)
(一括支払信託併存的債務引受額)	84百万円)
5. 関係会社に対する金銭債権	11,403百万円
(関係会社に対する短期金銭債権)	10,768百万円)
(関係会社に対する長期金銭債権)	634百万円)
6. 関係会社に対する金銭債務	7,136百万円
(関係会社に対する短期金銭債務)	7,136百万円)
7. 土地の再評価について	

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

446百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	売上高	7,274百万円
	材料支給高	29,612百万円
	製品仕入高等	53,955百万円
営業取引以外の取引高		2,027百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,413	0	0	2,413
合計	2,413	0	0	2,413

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	173百万円
貸倒引当金	7,110百万円
関係会社株式評価損	2,082百万円
繰越欠損金	12,255百万円
固定資産減損損失	1,443百万円
未払事業税	44百万円
その他	1,274百万円
繰延税金資産小計	24,381百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,255百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,824百万円
評価性引当額小計	△24,079百万円
繰延税金資産合計	303百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	900百万円
前払年金費用	1,019百万円
固定資産評価差額	1,124百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	3,043百万円
差引：繰延税金負債の純額	△2,740百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形 製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスクブ レーキパッ ド等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	5,615	未収入金	1,135
							製品仕入高 (注) 1	11,196	買掛金	1,246
							キャッシュ・ マネジメント・ システムによる 資金の貸付 利息の受取 (注) 2	1,420	関係会社 短期貸付金	1,117
	曙ブレーキ福島 製造株式会社	福島県 桑折町	20	ドラムブレ ーキライニ ング等の製 造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	製品仕入高 (注) 1	5,553	買掛金	417
							21			
	曙ブレーキ岩槻 製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスクブ レーキ、ド ラムブレ ーキ等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	16,107	未収入金	2,820
							製品仕入高 (注) 1	23,966	買掛金	2,148
							キャッシュ・ マネジメント・ システムによる 資金の借入 利息の支払 (注) 2	1,184	預り金	1,034
							固定資産の 賃貸 (注) 3	6		
	曙ブレーキ山陽 製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブレ ーキ、ホイ ールシリ ンダー等の製 造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	固定資産の 賃貸 (注) 3	717	未収入金	68
							経営指導料 の受取	1,469	未収入金	1,616
	曙ブレーキ山陽 製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブレ ーキ、ホイ ールシリ ンダー等の製 造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	5,195	未収入金	1,051
							製品仕入高 (注) 1	9,218	買掛金	1,030
	Akebono Brake Corporation	米国 ミシガン州	128百万 米ドル	自動車部品 の開発・製 造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 4	232	関係会社 短期貸付金	20,574
債務保証 受取保証料 (注) 5							11,442	未収入金	9	
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコ グアナファト州	999百万 メキシコ ペソ	ディスクブ レーキ、ド ラムブレ ーキ等の製 造・販売	(所有) 直接 93.06 間接 6.94	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 4	10	関係会社 短期貸付金	1,418	
						債務保証 受取保証料 (注) 5	1,218	未収入金	5	
Akebono Europe S.A.S.	フランス アラス市	24百万 ユーロ	ディスクブ レーキパッ ドの製造・ 販売	(所有) 直接 100.00 間接 0.00	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 4	7	関係会社 短期貸付金	1,668	
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキア トレンチーン市	52百万 ユーロ	ディスクブ レーキの製 造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 4	21	関係会社 短期貸付金	1,504	
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	タイ ラチャブリー県	607百万 タイ バーツ	ブレーキ用 鋳鉄部品の 製造・販売	(所有) 直接 74.90 間接 —	債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 5	715	未収入金	1	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高、製品仕入高及び製品の販売価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 固定資産の賃貸については、每期交渉の上、賃貸料を決定しております。
4. 資金の貸付は、当社が提示した条件(利率等)をもとに、交渉の上決定しております。
5. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
6. 子会社への貸倒懸念債権に対し23,780百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において5,717百万円の貸倒引当金繰入額および594百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(収益認識関係に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の(収益認識関係に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 30円08銭
2. 1株当たり当期純利益 6円17銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額

項目	当事業年度末 2022年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	25,952
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	21,934
(うち種類株式の払込金額(百万円))	(20,000)
(うち優先配当額(百万円))	(1,931)
(うち新株予約権(百万円))	(3)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,018
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	133,578

2. 1株当たり当期純利益

項目	当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
1株当たり当期純利益	
当期純利益(百万円)	824
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
(うち優先配当額(百万円))	(-)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	824
普通株式の期中平均株式数(千株)	133,578

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。